

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	スターフレッシュ
製品コード	1123007126001
整理番号	kankyo5592-1
供給者の会社名称	日産化学株式会社
住所	東京都中央区日本橋 2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング
担当部門	化学品事業部 フайнケミカル営業部
電話番号	03-4463-8150
FAX番号	03-4463-8138
緊急連絡電話番号	03-4463-8150

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性	酸化性固体 区分2
健康有害性	急性毒性（経口） 区分4 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（気道刺激性）
環境有害性	水生環境有害性（急性） 区分1 水生環境有害性（長期間） 区分1 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

#### GHSラベル要素

##### 絵表示



##### 注意喚起語

##### 危険有害性情報

##### 危険

H272 火災助長のおそれ：酸化性物質

H302 飲み込むと有害

H319 強い眼刺激

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

##### 注意書き

##### 安全対策

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

衣類及び他の可燃物から遠ざけること。(P220)

可燃物と混合を回避するために予防策を取ること。(P221)

ガスの吸入を避けること。(P261)

ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)

粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズ

##### 応急措置

ズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)  
 口をすすぐこと。(P330)  
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当を受けること。(P337+P313)  
 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)  
 漏出物は回収すること。(P391)  
**保管**  
 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)  
 施錠して保管すること。(P405)  
**廃棄**  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

**化学物質・混合物の区別** 化学物質  
**化学名又は一般名** ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	100%	C <sub>3</sub> C <sub>12</sub> N <sub>3</sub> O <sub>3</sub> Na	(5)-1043	既存	2893-78-9

**分類に寄与する不純物及び安定化添加物** 情報なし

### 4. 応急措置

**吸入した場合** 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

**皮膚に付着した場合** 皮膚を速やかに洗浄すること。外観に変化が見られた場合は、必要に応じて医師の診断をうけること。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

**眼に入った場合** 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当を受けること。

**飲み込んだ場合** 直ちに医師に連絡すること。  
 口をすすぐこと。

### 5. 火災時の措置

**消火剤** 大量の水  
**使ってはならない消火剤** 粉末消火剤、泡消火薬剤。  
**特有の危険有害性** 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。  
 速やかに燃焼するおそれがある。  
 熱で容器が爆発するおそれがある。  
 加熱されたり、不純物が混入すると、爆発するおそれがある。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。

**特有の消火方法** 消火作業の際は、保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具（ホースマスク等）を着用するのが望ましい。

**消火を行う者の保護** 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

### 6. 漏出時の措置

**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置** 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
 関係者以外は近づけない。  
 立ちに入る前に、密閉された場所を換気する。  
 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
 作業に際しては適切な防護具を着用し、飛散しない方法で回収する。  
 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れ

環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	危険でなければ漏れを止める。 漏洩物の除去や廃棄処理は専門家の指示による。 大量の漏洩物の除去や廃棄処理の場合は専門家の指示による。 少量の場合、漏洩物は清潔なシャベルを用いて、清潔な乾燥した容器に入れ、ゆるく覆いをして漏洩場所から移す。
二次災害の防止策	可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

技術的対策	情報なし
安全取扱注意事項	容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 可燃物や酸化されやすい物質との混触を避けること。 飲み込みを避けること。 粉じん、ヒュームの吸入を避けること。 皮膚との接触を避けること。 眼との接触を避けること。 取扱後は、手、顔等を良く洗い、うがいをする。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。

### 衛生対策

安全な保管条件	直射日光を避け、低温で換気のよい場所で保管する。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 燃焼性物質及び可燃物から離して保管すること。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	未設定	未設定	

設備対策	本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
	管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

### 保護具

呼吸器の保護具	防塵マスク
手の保護具	保護手袋を着用すること。
眼の保護具	眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）。 顔面用の保護具を着用すること。 適切な保護衣を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 外観

物理的状態	固体
形状	粒状固体
色	白色
臭い	刺激臭
臭いのしきい（閾）値	データなし
pH	6.2-6.8 (1 %水溶液) : Ullmanns (E) (6th, 2003)

融点・凝固点	225°C (decomp) : Ullmanns (E) (6th, 2003) /データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし
引火点	引火せず
燃焼又は爆発範囲	
下限	データなし
上限	データなし
蒸気圧	0.000000000000146 mmHg (25 °C EST) : SRC (Access on Sep. 2009)
比重 (密度)	0.96 : NFPA(13th, 2006)、(>1(water=1) : ICSC(1996))
溶解度	30.0 g/100 g 水 (25 °C) : Ullmanns (E) (6th, 2003)
n-オクタノール／水分配係数	0.06 (EST) : SRC (Access on Sep. 2009)
自然発火温度	情報なし
動粘性率	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	乾燥状態では安定。水に溶解すると次亜塩素酸を生じる。 加熱すると分解する。
危険有害反応可能性	強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。 アンモニア、アミン、酸化剤、還元剤、可燃性物質、強酸、強アルカリ、他の種類の塩素剤との接触に注意する。
避けるべき条件	高温、直射日光、湿気。
混触危険物質	アンモニア、アミン、酸化剤、還元剤、可燃性物質、強酸、強アルカリ、他の種類の塩素剤。
危険有害な分解生成物	加熱すると分解し、有毒なガス、蒸気（塩素系ガス、窒素酸化物等）を生じる。

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口 LD50 --- ラット---1400mg/kg
経口	ラットLD50値 735 mg/kg, 1823 mg/kg (以上IUCLID (2000) ) および 1670 mg/kg (HSDB (2003) ) に基づき区分4とした。
吸入	GHSの定義における固体である。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	データなし。
眼に対する重篤な損傷性又は 眼刺激性	ウサギの結膜囊に10 mg適用した試験において、1時間以内に虹彩と角膜の暗色化、血管を識別できないほどの発赤を示し、虹彩のうつ血は7日まで持続し、中等度～重度の刺激性 (moderately severe irritant.) との評価、およびEUではXi; R36/37に分類されている (EU-Annex I (access on Sep, 2009) ) ことから区分2Aとした。
呼吸器感作性	データなし。
皮膚感作性	データなし。
生殖細胞変異原性	関連物質monosodium cyanurateを経口投与したラットの骨髄細胞を用いた染色体異常試験（体細胞in vivo変異原性試験）において陰性 (IUCLID (2000) ) が報告されているが、本物質自体のin vivo試験のデータはなく、「分類できない」とした。なお、in vitro試験では、エーモス試験の陰性結果 (NTP DB (access on Sep, 2009) ) がある。
発がん性	データなし。
生殖毒性	マウスの器官形成期に経口投与により、胎仔に悪影響は見られなかつたと記載されている (teratogenic (12th, 2007) ) が、親動物の性機能および生殖能に及ぼす影響に関してデータがないので分類できない。
特定標的臓器毒性（単回ばく 露）	ヒトのばく露における症状として、上気道の刺激、呼吸器系の刺激、時には気管支痙攣を伴うことが記載されている (HSDB (2003) ) ので、区分3（気道刺激性）とした。
特定標的臓器毒性（反復ばく 露）	データなし。
吸引性呼吸器有害性	データなし。

## 1 2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	甲殻類（オオミジンコ）の48時間EC50=0.11 mg/L (AQUIRE, 2010) から区分1とした。
水生環境有害性（長期間）	急性毒性区分1であり、急速分解性がない (BIOWIN) ことから、区分1とした。
生態毒性	LC50 48 H ひめだか---2.8ppm
オゾン層への有害性	データなし

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治体がその処理を行なっている場合はそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

## 1 4. 輸送上の注意

### 国際規制

海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	2465
Proper Shipping Name	DICHLOROISOCYANURIC ACID, SALTS
Class	5.1
Packing Group	II
Marine Pollutant	Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	2465
Proper Shipping Name	DICHLOROISOCYANURIC ACID, SALTS
Class	5.1
Packing Group	II

### 国内規制

陸上規制	特になし
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2465
品名	ジクロロイソシアヌル酸塩類
国連分類	5.1
容器等級	II
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2465
品名	ジクロロイソシアヌル酸塩類
国連分類	5.1
等級	II

### 緊急時応急措置指針番号

化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	酸化性物質類・酸化性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	酸化性物質類・酸化性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）

## 1 5. 適用法令

港則法

その他の危険物・酸化性物質類（酸化性物質）（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）

海洋汚染防止法

海洋汚染物質（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示）

## 16. その他の情報

参考文献

14096の化学商品、化学工業日報社

その他

この情報は新しい知見により改訂されることがありますのでご了承ください。ここに記載された情報は、当社で調査できる範囲の情報であり、情報の正確さは保証するものではありません。化学品には予見できない有害性がありうるため取扱いには細心の注意を払ってください。本品の適正な使用については、使用者において行ってください。